

# 富里市観光振興事業補助金交付要綱

(平成28年11月30日告示第193号)

改正 平成31年3月18日告示第60号 令和4年3月18日告示第34号  
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、観光の振興と発展を図るため、特定非営利活動法人富里市観光協会（以下「協会」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき富里市観光振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 補助の対象となる経費は、人件費及び飲食経費を除く全ての経費とし、補助金額は補助対象経費の3分の2以内の額を限度とする。

(交付の申請)

第3条 協会は、補助金の交付を申請しようとするときは、規則第5条の規定により補助金等交付申請書を補助事業の着手日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第8条の規定による補助金等交付決定通知書を協会に通知するものとする。

(承認申請)

第5条 協会は、補助金の交付決定後、補助事業等に変更が生じたときは、規則第14条の規定により速やかに補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等の承認の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助事業等の変更等を承認すべきと認めるときは、当該補助事業等の変更等の承認をするものとする。

(実績報告)

第6条 協会は、実績報告をしようとするときは、規則第15条の規定により

事業完了の日から起算して30日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第7条 市長は、前条の報告を受けて補助金の額を確定したときは、規則第16条の規定による補助金等交付確定通知書を協会に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 協会は、補助金の交付を請求しようとするときは、規則第18条の規定により補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 協会は、補助金の概算払を受けようとするときは、規則第19条の規定により補助金等概算払（前金払）等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成31年3月18日告示第60号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。